



地方創生・人口減少克服に向けた対策(厚生労働省)

資料 3

○地方創生・人口減少克服に向けて、政策を総動員。

→若い世代が自らの希望に添って、地方で生活し、結婚、出産、子育てができる環境の整備を行う。

→人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会システムを構築する。

→「縦割り」を排除し、全国一律や「バラマキ型」ではない政策に各府省と連携しつつ、総合的に取り組む。

【具体的な対策】

働き方

- 総合的かつ体系的な**若者雇用対策**の充実
- 非正規雇用労働者**の雇用安定・処遇改善
- 地域しごと創生プラン**(仮称)の創設
- テレワーク**の推進、**ワークライフバランス**の実現



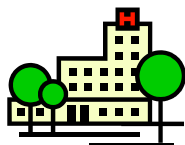
子育て

- 安心して**結婚し、子どもを産み・育て**られる環境の整備
(待機児童解消加速化プラン、子ども・子育て支援新制度、妊娠・出産包括支援事業)
- 総合的かつ体系的な**若者雇用対策**の充実(再掲)



まちづくり

- 人口減少に応じた**福祉のまちづくり**
(多世代交流・多機能型の生活サービス支援の推進)
- 医療・介護の総合的な確保**の推進
(地域医療構想(ビジョン)の策定、地域包括ケアシステムの構築、地域の医療介護人材の確保、情報連携の推進等)
- 高齢社会に対応した**医療保険制度改革**
(国保改革(財政支援の拡充、財政運営の都道府県移行等)等)



地域における若者の活躍促進に向けた就職支援

- 少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少していく中で、我が国が持続的に成長していくためには、これからの社会を支える若者が、それぞれの地域で活躍しその能力を有効に発揮できるよう、若者の雇用対策に取り組む必要。
- 国、地方自治体、事業主等、関係者が連携し、総合的かつ体系的に若者雇用対策に取り組む体制を構築。

具体的な事業

➤ 地域の魅力ある中小企業の発掘

- ・ 地域の中小企業の求人開拓
- ・ 「若者応援企業宣言」事業の推進

企業による自発的で積極的な就職関連情報の公開により、学生に対し、地域の魅力ある中小企業をPRするとともに、学生等が就職活動において企業選択をしやすい環境を整備

➤ 新卒者等への就職支援

- ・ 全都道府県の「新卒応援ハローワーク」(57か所)において、新卒者や既卒者を支援
- ・ 学校等との連携のもと、「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援

➤ フリーター・ニート等への就職支援等

- ・ 「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」等(238か所)において、フリーター等に対し、担当者制による個別支援等を実施
- ・ キャリアアップ助成金による人材育成、処遇改善、非正規雇用労働者の正規雇用転換などを支援
- ・ トライアル雇用奨励金によるフリーター等の正規雇用化を支援
- ・ 地域若者サポートステーション(160か所)による地域ネットワークを生かしたニート等の若者に対する職業的自立支援
- ・ ジョブ・カードの更なる活用促進を図るための見直しを実施



若者雇用対策法（仮称）

➤ 若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための体制を整備

- ・ 在学中(就職準備段階)・就職活動時・就職後の各段階で関係者が果たすべき役割を明確化
- ・ 学卒時の就職支援から、企業での育成・活躍促進に向けた取組の支援(新たな認定制度の創設、求人内容の的確な表示等)
- ・ フリーター等の若者の正規雇用化に向けた支援
- ・ 若者の職業能力開発の促進 等

『正社員実現加速プロジェクト』の推進

- 経済の好循環の動きを更に進めるため、雇用情勢が着実に改善している今、フリーターや団塊ジュニア世代を重点として、非正規雇用労働者の正社員化の実現を強力に進める

2014年度

【ハローワーク（HW）の正社員求人数】400万人 【HWによる正社員就職者数】90万人
【HWの紹介により正社員化したフリーター等の数】30万人

2020年

【フリーター数】124万人（ピーク時：217万人（2003年））

ハローワークによる正社員就職の実現

- 正社員求人の拡大に取り組み、正社員就職の実現を加速
- フリーター女性に配慮したキャリア・コンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談対応窓口の設置

正社員実現に取り組む事業主への支援

- 派遣労働者の正社員転換、『多様な正社員』の導入支援、人材育成の促進に向けた『キャリアアップ助成金』の拡充
- 勤務地・職務等限定の『多様な正社員』の普及・拡大
- 『トライアル雇用奨励金』によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現
- 就業経験等に応じた公共職業訓練、成長分野で求められる人材育成の推進

派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

- 派遣労働者がキャリアを見直す契機とするため、新たな期間制限の設定、派遣元に対するキャリアアップ措置の義務づけ、派遣先に対する正社員応募機会の提供の義務づけ等必要な法制上の措置
- 派遣先が派遣労働者を正社員雇用する場合の『キャリアアップ助成金』を拡充（1人当たり80万円支給）
- 派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発

未来を創る若者のための総合的・体系的な法的整備

- 就職準備、就職活動、就職後のキャリア形成までの若者雇用対策を総合的・体系的に推進、法的整備の検討

「地域しごと創生プラン」について

- 国民が安心して働き将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地方を創生するため、本プランによって、①地方に仕事をつくり安心して働けるようにするとともに、②地方への新しい人の流れをつくる。
- 従来の雇用失業情勢の悪い地域への対策の実績と経験を踏まえ、地方自治体や関係省とも協力して人口減少に伴う地方の新たな雇用課題に総合的に対応。

1 地域の「しごと」作り、「ひと」作りのための対策

- 地域だけでは解決が難しい雇用課題（地域資源を活用した産業で雇用を作りたい、地域ニーズに応じた人材育成プログラムを作りたいなど）について、国が二人三脚で対応。

- ・ 地域雇用課題解決事業（国と地方自治体が協力して知恵を出し、雇用課題の解決に向けてモデル事業を実施）
- ・ 地域創生人材育成プロジェクト（国と地方自治体と一緒に、地域ニーズに合った人材育成プログラムを開発）



- 地方自治体が地域の特性を踏まえて行う雇用創出や人材育成を、国がしっかりと支援。

- ・ 地域しごと創生事業
（自治体の創意工夫を活かした人材育成や雇用創出などの計画的な取組を国が財政面で支援）



2 地域に必要とされる「ひと」を還流させるための対策

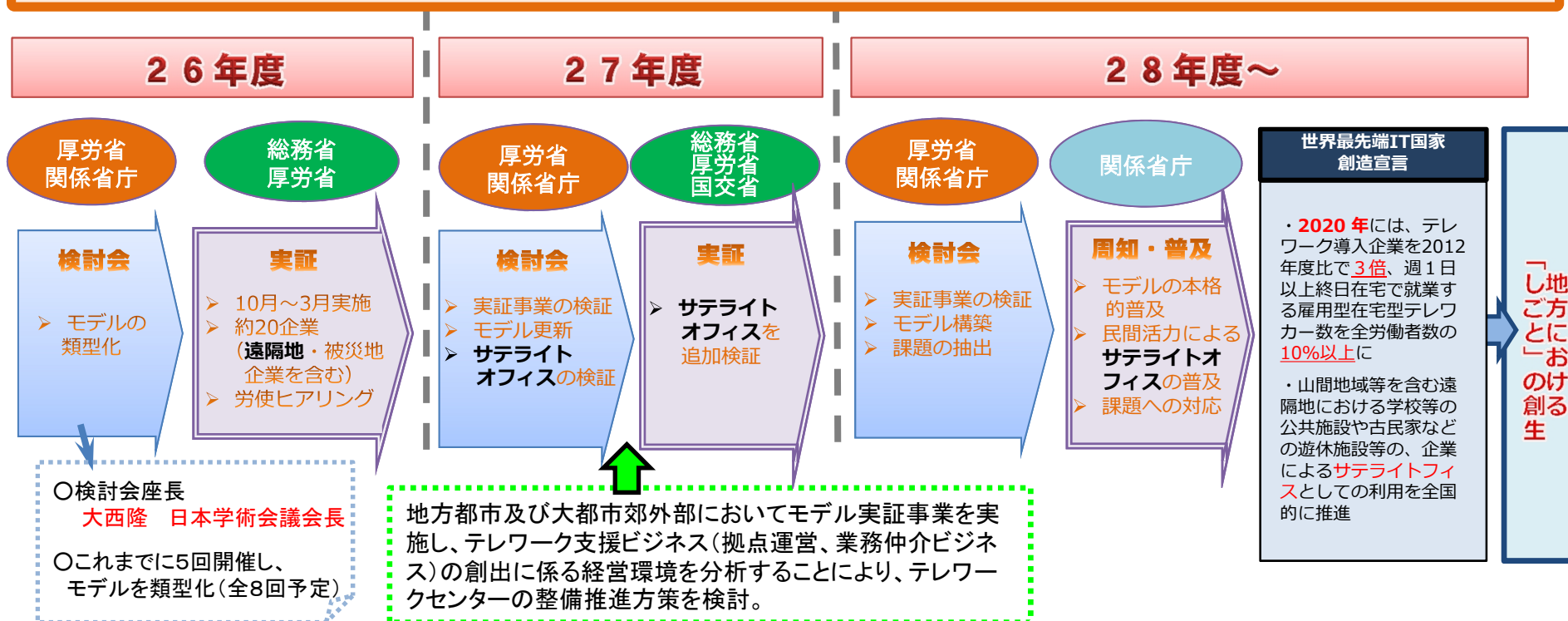
- 地域に必要な人材を積極的に呼び込むため、国が大都市圏を中心に、
 - ① 地域の「暮らし」や「しごと」の魅力を広めて地方就職への意識を高めるとともに、
 - ② 地方就職希望者に対してきめの細かい相談支援を行い、自治体の移住相談窓口やワンストップ支援窓口、ハローワーク等に丁寧につないでいく。

- ・ 地域人材還流促進事業（UIターンを促進）



地方創生の実現に向けたテレワークの推進

- 大都市への一極集中の是正による**地方における「しごと」の創生**やワーク・ライフ・バランスの実現に資するテレワークを推進するため、関係省庁（**総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省**）が連携し、テレワークの普及促進に向けた支援を実施。
- テレワーク導入モデル**の構築に向け、総務省と連携して労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証事業を実施。平成27年度は、国交省と連携し、誰でも利用できる展開拠点として**サテライトオフィス（テレワークセンター）の整備**に向けたモデル実証を併せて実施。
- サテライトオフィスを活用したテレワークを対象とした**助成金（職場意識改善助成金テレワークコースの拡充）**に必要な予算を要求。



主なテレワーク施策（平成27年度・厚生労働省）

- ①**助成金の拡充**（職場意識改善助成金テレワークコース）
 - サテライトオフィス**を活用したテレワークを助成対象に追加
 - 【助成額】：導入経費の1/2～3/4（上限額：150万円）
 - 【助成対象】：会社のネットワークに安全にアクセスする機器の導入経費等
- ②労働時間等設定改善指針等の改正
 - 柔軟な所定労働時間の設定が可能となる手法を盛り込む。
- ③表彰制度の構築
- ④相談センター・訪問コンサルタント・セミナー
- ⑤業界団体と連携し、業種の特性に応じたテレワークの導入の促進
- ⑥労使向けシンポジウムの開催

ワーク・ライフ・バランスの実現

- 「働き方」の見直しに向けた働きかけの強化、過重労働等の撲滅に向けた取組等によって、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っていく

本省幹部による企業経営陣への働きかけ

- 労働基準局幹部が業界のリーディングカンパニーを訪問
⇒ 所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務時間限定正社員の活用等についての取組や、運用に当たっての課題等について意見交換。把握した好事例や課題を今後の行政運営に反映。
- 併せて、これらの取組に対する支援メニュー（助成金や好事例・ノウハウ集）を紹介⇒ 更なる取組の実施を促す。
＜予定＞ ・**本部開催後**、金融業・小売業・卸売業のリーディングカンパニーを中心に本格実施

地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

- 地域において、関係労使、自治体、行政機関等、NPO等が協同で協議会を設置
⇒ 地域の祭り、学校休校日等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の機運を醸成**。
(26年度：都道府県1カ所・市町村4カ所(下表参照) ⇒ 27年度(要求)：都道府県1カ所・市町村5カ所)

【平成26年度の取組】

地域	実施時期
静岡県、同県島田市・川根本町	静岡県民の日（8月21日）を中心に広域的取組み。市民向けシンポジウムを 10月以降 に実施。
熊本県人吉市	国宝青井阿蘇神社で行われる「おくんち祭」に合わせて 10月9日（木） を重点実施日として取り組む。
愛媛県新居浜市	四国三大祭りの一つ「新居浜太鼓祭り」に合わせ、 10月15日（水）～18日（土） を重点実施日として取り組む。
埼玉県秩父地域	「秩父夜祭」に合わせて 12月3日（水） を重点実施日として取り組む。

年次有給休暇取得促進期間

- 10月**を「年次有給休暇取得促進期間」
⇒ 全国の労使団体や個別企業労使に対し、来年度の年次有給休暇の計画づくり時期を捉えた集中的な広報。



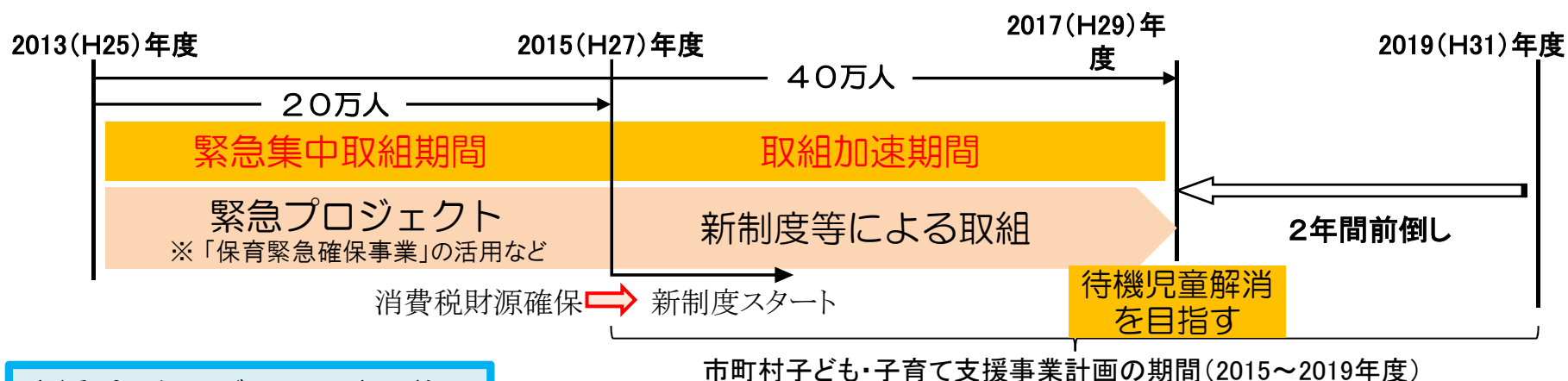
過重労働等の撲滅に向けた取組

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ **平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



支援パッケージ ～5本の柱～

取組自治体

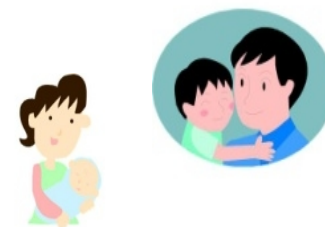
- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）※施設整備費の補助率嵩上げ
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
認可を目指す認可外保育施設への支援
- ④
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

※子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「量の拡充」及び「質の改善」に係る所要額については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

子ども・子育て支援の新制度について

I 基本的な考え方(ポイント)

- **子ども・子育て関連3法の趣旨**①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係整備法（平成24年8月10日に成立）
 - **3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進**
※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）
- **基本的な方向性**
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）
- **幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み**
 - **基礎自治体（市町村）が実施主体**
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
 - **社会全体による費用負担**
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）
 - **政府の推進体制**
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（子ども・子育て本部の設置など内閣府を中心とした一元的体制を整備）
 - **子ども・子育て会議の設置**
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議）
 - ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



II 給付・事業

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 子ども・子育て支援給付<ul style="list-style-type: none">・ 施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所・ 地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等・ 児童手当 | <ul style="list-style-type: none">○ 地域子ども・子育て支援事業<ul style="list-style-type: none">・ 利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等・ 延長保育、病児・病後児保育事業・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等 |
|---|--|

III 認可制度の改善

- **大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入**
 - ・ 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ・ その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする
- **小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする**

妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点（妊娠・出産包括支援センター（仮称））**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー等**を配置して**きめ細やかな支援を行うこと**により、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
- **平成27年度実施市町村数（予定）：150市町村** ⇒ **引き続き全国展開を目指す**

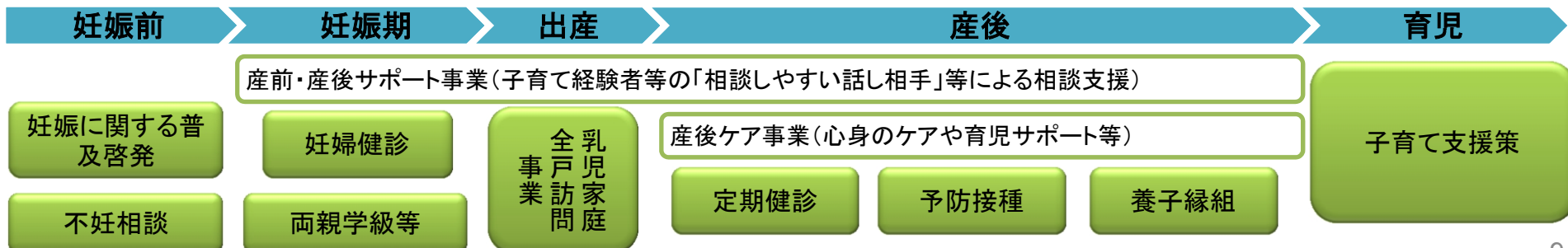
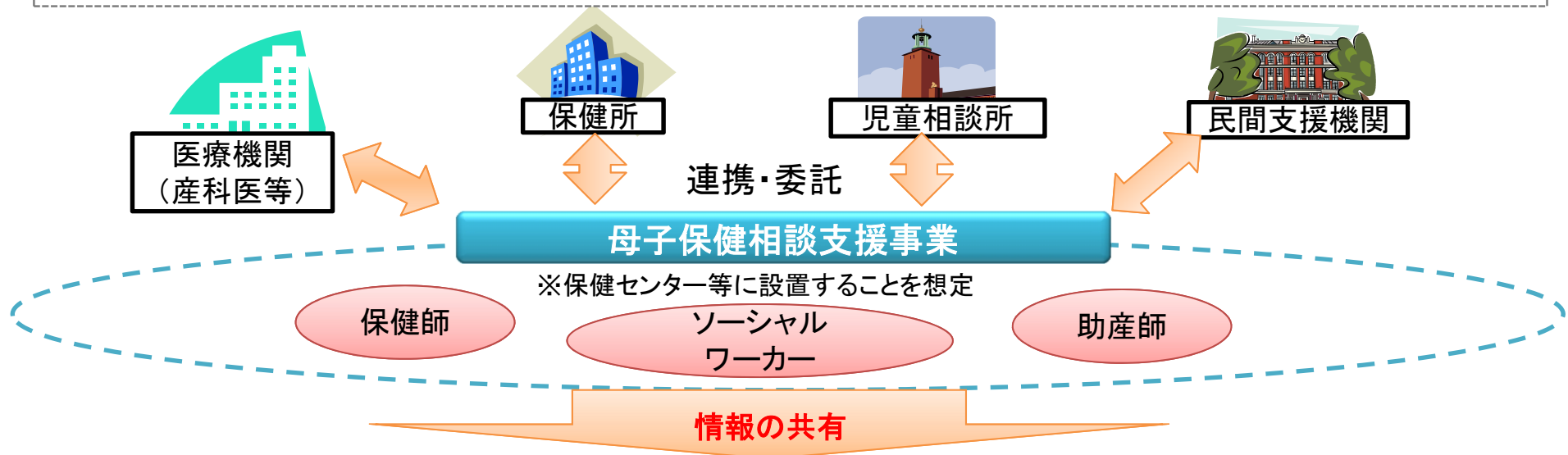
地域ごとの工夫をこらして妊娠・出産包括支援センター（仮称）を立ち上げ、母子保健コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成【必須事業】**



地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等**を実施【任意事業】



妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築

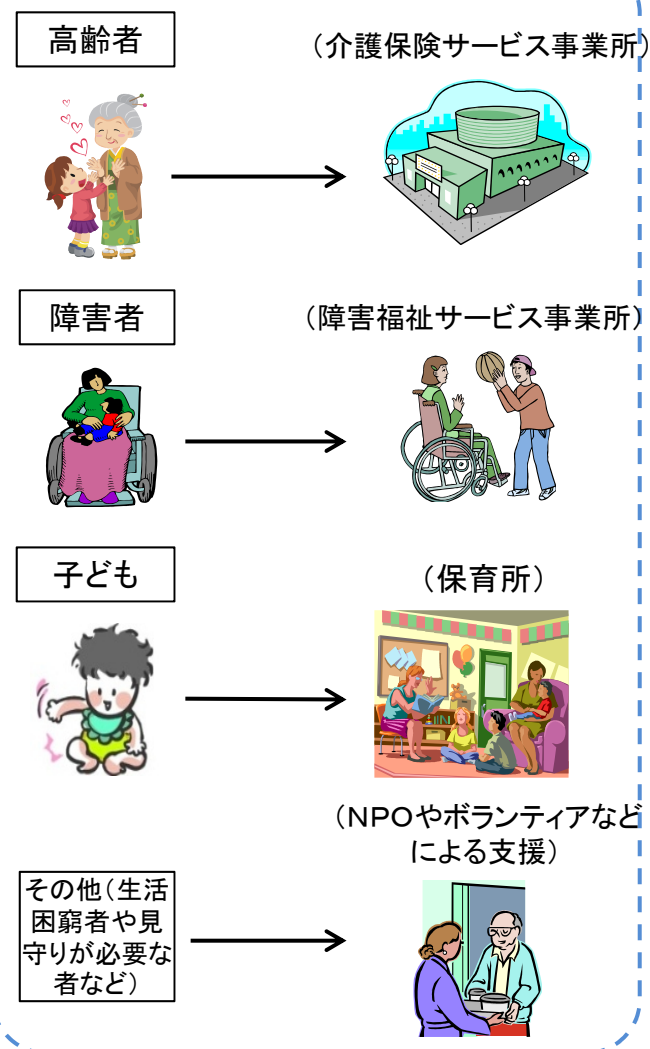


地方における多世代交流・多機能型支援の推進

【基本方針（平成26年9月12日まち・ひと・しごと創生本部決定）】（抜粋）

中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。

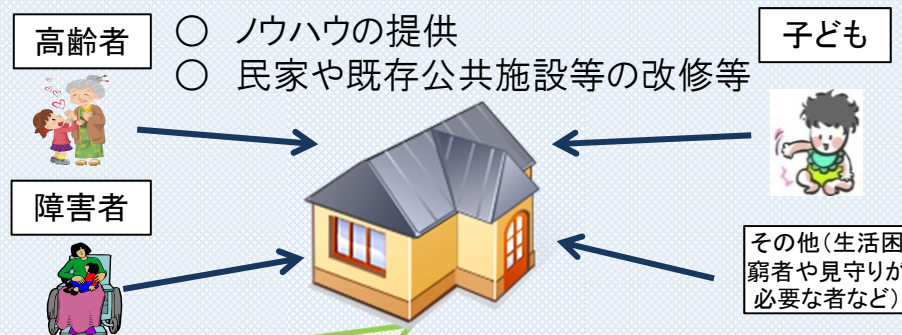
【これまで】



制度の縦割りを排除し、柔軟なサービス提供を可能に

【今後】

地域の福祉ニーズに対応した 多世代交流・多機能型支援の拠点づくりを推進



＜居場所機能＞

（主に自立度が高い人が利用）

- 地域交流、地域支え合いの拠点として、居場所の提供、相談、見守り等の支援を柔軟に実施
- 生活困窮家庭の子どもの学習支援の場の提供 等

＜共生サービス機能＞

（主に支援が必要な人が利用）

- 既存制度を活用しながら、通所サービス等と一体的に提供
- 生活困窮者への中間的就労の場の提供 等

+

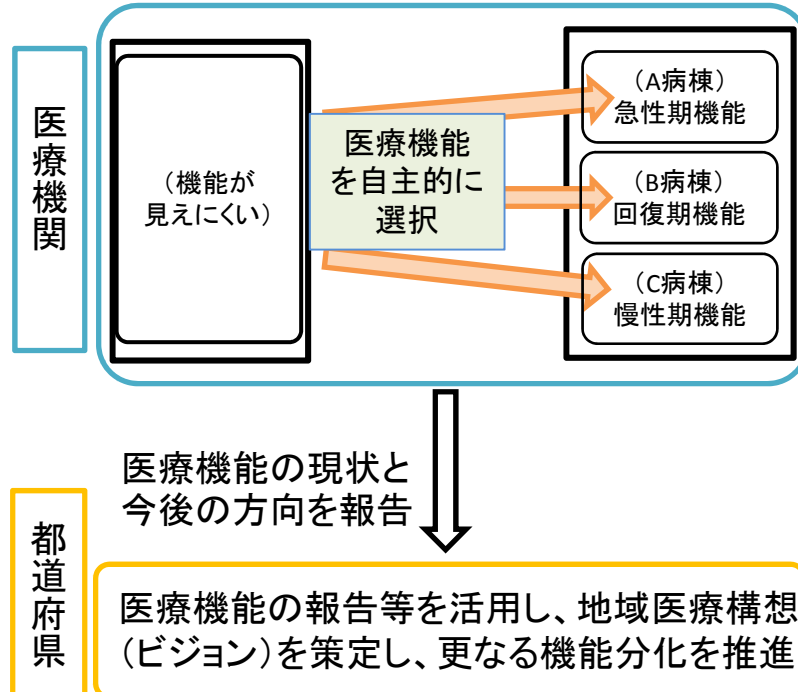
公費に依存せず地域住民が相互に支え合う
仕組みづくりと連携

実施主体となる市町村を国が包括的に支援

地域医療構想(ビジョン)の策定

医療提供体制の見直し

- 医療機関が病床の医療機能の現状と今後の方向を都道府県に報告する病床機能報告制度を創設(平成26年10月～)
- 都道府県は、病床機能報告制度により報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含む地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携を推進(平成27年度～)
- 国は、都道府県において実効性のある地域医療構想の策定等が円滑に行えるよう、ガイドラインを策定(平成26年度中)
- 将来の医療需要や各医療機能の必要量については、急性期入院医療の解析に適したDPCデータや、レセプトデータなども分析することにより推計することを検討



(地域医療構想(ビジョン)の内容 案)

1. 2025年の医療需要
入院・外来別・疾患別患者数 等
2. 2025年に目指すべき医療提供体制
・二次医療圏等(在宅医療に関する部分を含め)
ごとの医療機能別の必要量
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、
医療従事者の確保・養成等

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

